

《提言》（第1次案）

生徒、教職員の命を守り学びの保障を すすめるために

長野県教育文化会議

新型コロナウイルス感染症による臨時休業、分散登校が実施されてきました。現在、通常登校に切り替わりましたが、第2波、第3波に引き続き備える必要があります。この間、学びの保障をするために学校や教職員は手探りの状況の中で話し合いがなされ、各校で教育活動を進めてきました。

生徒の学校生活、学習においては「生徒の命を守る」ことが大前提です。長野県教育文化会議はコロナ禍で緊急対策定になされた教育活動と恒常的な教育の課題として、生徒、教職員の命を守り学びの保障をすすめるための提言をします。

1. 生徒、教職員の生命、人権を大切にする

教育活動や学びは生命が守られることが前提条件であることを再確認します。生徒、教職員の命を守ることは憲法13条、「子どもの権利条約」6条「生命への権利、生存・発達の確保」に関わる基本的人権です。生命を守り人権を擁護するために、科学的知見に基づく感染防止教育や情報に基づく教材の開発と活用を通じ、生徒自らが思考し判断ができるよう取り組みます。新型コロナウイルスに関わるいじめや偏見の未然防止をし、自他共に生命を守れるよう行動するための教育活動はどうあるべきか検討します。

2. 学習指導要領の押し付けではなく各校の教育課程編成の尊重を

(1) 臨時休業により授業時数が確保できない状況を解消しようと対応がとられているところです。第2波、第3波への対応が必要な場合、「標準授業時数を下回っても法令違反とはならない」こと、「次年度以降を見通した教育課程編成が可能」（文科省「学びの保障」総合対策パッケージ、2020年6月5日）であることを確認し、各校の教育課程編成権が各校にあることを確認し、現場の創意に基づく年間指導計画が、詰め込みとならないよう検討します。学校行事は生徒の成長と発達にとって教育的な意味を持つ活動であり、今後も単純に削減することはせず、教職員、生徒の意見をくみ上げながら研究し立案に取り組みます。

(2) 学習評価については、観点別評価の導入が行われようとしています。新型コロナウイルス感染症の下での自宅でのオンライン学習の評価、さらに資質・能力論の視点に基づく観点別授業評価、教育活動の評価について研究を深め批判的に分析します。

教育委員会定例会の提起した「長野県立中学校・高等学校新しい『学びの指標』(案)」(以下「指標」)は様々な問題を持ち学校現場に混乱を持ち込むものとして以下5つの視点で批判検討を行います。

① 理念と評価方法の乖離

理念で謳われている生徒の人権、個性を大切にす視点はなく、「案」の理念と評価方法の乖離があります。

② 資質能力を評価対象とすることの誤謬

人間の生き方、内心にかかわる「人間性」や態度が評価項目の対象として設定されるべきではありません。「評価」内容(質問)の内容が生徒の態度、思考、価値観を画一的なものに誘導することになることが危惧されます。

③ 拙速な「指標」策定スケジュール

新型コロナウイルス感染症の下、年間の学校行事の組み直しなどで学校行事の過密化、教職員の多忙化と疲労感がある状況で、「指標」の導入は現場に一層の混乱を与えることとなります。

④ 「指標」実施による負担増に

現在各校で取り組まれている「匿名性を担保した授業アンケート」(2014)、「高校生のための学びの基礎診断」(2019)、e-Portfolio(2018)、ASSESS(2016)とは別に「指標」を実施することによる負担感は教職員、生徒にとって大きいといえます。

⑤ 評価の妥当性、信頼性の欠如

家庭環境、地域環境等が異なる状況で生徒が個人内評価を主観で行った結果を数値でデータ化することは、教育論の観点から非科学的であり信頼性はないと言わざるを得ません。

評価項目(例)にある項目が生徒の資質能力における何を測定、評価することになるのか明確ではなく、「指標」のデータに妥当性は欠如しているといえます。

データ活用は「指標」の理念にある「他との相対性を排し」、高点数・順位・評定が目的化していることに批判的な見解を示していることに逆行しており、現場へのフィードバックにより指導方法などへの介入がなされることが危惧されます。

「指標」が持つ様々な問題を批判的に分析します。

3. 「資質・能力」論に基づく評価について

「学びの『指標』(案)」や観点別評価など資質・能力論に立った評価の導入がされようとしていますが、多くの問題や課題を持っています。学力定義が学校教育法 30 条 2 で法定されましたが、学力を固定したものととらえている点に問題があります。評価に関しては、「学力『評価』は『(学力+人格) 複合体』を対象とするのでなく、『学力』の客観的に評価可能な部分の獲得物を計測して行われ、人格そのものは「評定」の対象としてはならない。」との指摘があるように、主観的視点が入り込む可能性が高く、公正、公平で信頼性や妥当性のある評価を行うことは困難を伴います。

本田(2020)は「態度」及び「資質」が顕在的・潜在的な「教化」の形を取りながら、管理・監視・統制が教育現場で強力に作動する「ハイパー教化」が戦後、再浮上していること、特定のふるまい方や考え方を全体に要請する圧力が働く「水平的画一化」の下で、「日本型メリトクラシー」(知的で汎用的な学校的「能力」としての「学力」)、「ハイパーメリトクラシー」(知的側面以外に関する「生きる力」や「人間力」)の「垂直的序列化」が評価によってなされてきたこと、を指摘しています。評価の批判と分析において重要な視点であり、教育実践をするうえでこれらの認識を共有し、実践交流を通じて批判分析することが大切です。

エビデンスを重視する教育方法、資質能力論に基づく観点別評価を批判検討します。教育再生実行会議の第 11 次提言や第 3 期教育振興基本計画では「客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM)」(Evidence-Based Policy Making)の推進をしています。エビデンスが教育の議論で用いられるようになった背景には、教育政策立案の透明性担保、予算獲得の裏付け、教育効果に対する説明責任、効率性や費用対効果の根拠などがあります。エビデンスが教室内にいる生徒の必要性ではなく、生徒実態から外れた一般的な「課題」の認識を形成してしまう可能性があります。データの妥当性を批判的に見るエビデンス・リテラシーを教職員が持つことが重要になっています。

資質能力論に基づくアンケートやテストとして現在実施されているものは「匿名性を担保した授業評価」、「高校生のための学びの基礎診断」、「e-Portfolio」、「ASSESS」(学校環境適応感尺度「アセス」)です。これらの生徒の自己評価、教職員による評価方法データの扱いについて研究を深め、活用の有無を含めてより良いあり方を提起します。

4. 学びの継続と ICT 教育について

新型コロナウイルス感染症の拡大の中で、生徒は自宅での遠隔学習を余儀なくされました。生徒と学校をつなぐ力となりましたが、ICT 関連設備の不備があり、学びの平等を保障する面では支障が出ています。ICT 教育は障害児教育における活用の可能性があります。長期入院の子どもの授業の提供をすることで学びの機会を広めることもあります。「GIGA スクール構想」などで、今後 ICT 教育が恒久的な形で活用されるよう機器の整備が進めら

れていますが、教育上の懸念も指摘されています。私たちは授業さらには教育における ICT 教育について議論を深めながら、よりよい教育や学びはどうあるべきかを恒久的に問い続けることが必要です。あくまで ICT 機器や教材は教育の手段であり、目的とするのは教育を高めていくことではないでしょうか。

(1) ICT 教育は、対話や思考、実技などの授業のどの機能に代わりうるものか見極めることが大切です。「学びの個別最適化」が進められようとしていますが、「学びの共同性」をどのように担保して行くのか課題です。また ICT 教育は知識及び技能の定着に係る授業時間などの短縮により、各教科の学習や STEAM 教育等の教科等横断的な学習や探究的な学習等により多くの時間をかけられるようにするとしていますが、課題や問題点の分析、検討をすすめます。

(2) 2010 年に理数系学会教育問題連絡会に加盟する諸学会から『『デジタル教科書』推進に際してのチェックリストの提案と要望』が公表され、学びの劣化をさせることがあってはならないと提言しています。ICT 教育によって学びの「質の追求」、「機会の拡大」、「効率化」が謳われていますが、何ができ何を代替することができないのかを見極めること、さらに生徒の学びにどのような変化が起こるのかを検証し、問題解決に向けて課題の修正には何が必要か検討しましょう。

(3) 生徒の学習権を保障するために、地域差や家庭の経済格差による学力格差をなくすことが求められます。学び、学習に伴う ICT 関連設備や機器等に関する条件整備、通信費など諸経費の状況を把握し、“子どもの学習権”をまもり学力格差をなくすために何が必要か交流を通して解決策を検討します。

(4) 教育内容が民間企業へ丸投げされることを避けなければなりません。特定の教材、学習アプリの押し付けにつながるようなことがないよう、教員の専門性が軽視されることがないようにしなければなりません。学校現場の生徒の実態から出発する教育を進めることは教職員の専門的見地がなければできないことでしょう。教職員が ICT 教育においてファシリテーターやコーチとなることは教育における専門家を失うことにつながるのではないのでしょうか。教職員が専門職性を保つために何が必要かを確認します。

(5) ICT 導入・活用においては、ビッグデータの蓄積や個人情報の流出の危険性に対して万全の対策を取るとともに、生徒に対する情報リテラシー教育の充実をはかるよう関係機関に働きかけることが必要です。メディアリテラシーについては「共通教養論」(教文会議、2006)では「情報を受け流すのではなくどう受け止めるべきかを的確に主体的に判断したうえで、再構成し、自分の意見として適切な形で表明し、その意見に責任を持てるようにしていく」、「社会を変革する力をつけていくために、受け手としてと同時に送り手としての力を養う」としています。メディアリテラシー研究を深めていくことが大切です。

(6) 研修について、新型コロナ下で緊急的に導入された教職員の ICT 機器研修、法定研

修等については、強制的で過重な負担とならないよう提起します。同時に自主研修により本来の学びについての研究や討議の大切さを再度確認しましょう。

(7) ICT 機器使用に関して、健康面に及ぼす悪影響を避けるためのガイドラインの作成を求めていきたいと思えます。学校無線 LAN 導入により、諸外国では動悸や睡眠障害を訴える子どもが増えており、日本でも電磁波過敏症 (EHS) のため体調を崩す子どもがいるといるとの報告があります。世界保健機関 (WHO) の国際がん研究機関 (IARC) は 2011 年、携帯電話や無線 LAN、テレビ、ラジオなどで使われる無線周波数電磁波の発がんリスクを評価し「発ガン性の可能性がある」と認めました。無線周波数電磁波への被ばく規制では日本は緩いと言われていています。身体的な身体へ影響、被ばくによる集中力、思考力、記憶力の低下等の関連を科学的知見に基づいて調査し、ICT 機器の使用に関するガイドラインの作成を求めていきます。

5. 国や教育関係機関への提言をする

(1) 感染拡大を防ぎ生徒、教職員の命を守るために、1 学級 20 人以下で授業ができる「新しい学校様式」を確立するよう提起することが必要です。生徒の実態に基づく共同的な学びを実現するためにも必要、かつ欠かせない条件と言えます。少人数学級、教職員増などが生徒、教育に及ぼす効果の科学的な研究と実践交流に基づいた提言をしていくことが必要です。

現在までに少人数学級の必要性については全国連合小学校長会長 (6/22)、全国知事会、市長会、町村会三者連盟文科要請 (7/3)、経済財政諮問会議「骨太の方針」案に「少人数指導体制の整備」が記載 (7/8)、小中高の校長会が文科省に要請 (7/31)、阿部長野県知事 (全国知事会文教環境常任委員長)「少人数学級の推進のための教員確保に国はしっかり取り組んでもらいたい」と発言 (8/23 赤旗新聞)、中央教育審議会で議論 (9/8)、「菅内閣の教育政策の柱に」(9/23 産経新聞)などの動きがあります。文科省は 2021 年度概算要求で少人数学校実現のための予算を「事項要求」として盛り込みましたが、義務教育に関わる学級編成引き下げのみで、高校の学級編成の標準見直しは盛り込まれておらず大きな課題となっています。教文会議はコロナ禍さらに恒常的な教育実践の交流や研究を通じて、少人数学級が教育的、保健衛生的観点から生徒、教職員の人権にかかわる重要な側面を持っていることを示していきます。

(2) 就職指導、大学進学指導等の進路指導に関する学校現場への迅速な情報提供と、生徒の不利益とならないよう関係機関へ提言などを通して働きかけをします。大学入試の情報について、提供をもとめ交流や情報共有によって生徒の不利益とならないよう交流や取り組みをすすめます。小中学校の「キャリア・パスポート」や高校の「e ポートフォリオ」と大学進学をつなぐ教育活動に民間教育産業が入り込んでいる状況がありますが、評価の

活用方法や問題点を分析し提言をします。

「参考文献」

- 本田由紀『教育は何を評価してきたのか』岩波新書、2020
- 佐貫浩『教育』かもがわ出版、2018.8
- 『世界』岩波書店、2020.7
- 村木一好「デジタル教科書・教材の可能性と問題点」『人間と教育』102、旬報社、2019
- 長野県高等学校教育文化会議『すべての高校生に 第一次案』2006.5
- 長野県教育委員会「長野県立中学校・高等学校新しい『学びの指標』（案）」2020.7
- 教育再生実行会議『第11次提言』
- 第3期教育振興基本計画